

民法（債権関係）改正について（1） －入院費等の保証は個人根保証契約－

（民法の改正）

1 人と人の間の財産関係とか、親族・相続関係を一般的に規律する法律が民法です。現行の民法は、1896（明治29）年4月27日に公布され、1898（明治31）年7月16日に施行されました。親族・相続に関する規定は、1947（昭和22）年に全面改正されたものの、債権関係については、2004年に条文の表記が漢字カタカナから漢字ひらがなに改正されたほか内容面については大きな改正はありませんでした。100年以上も大きな改正しなくても使い得たのは、民法の条文が抽象的なため、どのようにでも解釈でき、裁判所の解釈（判例）で補うことができたからです。しかし、そのため、民法の条文を読んでも現実に適用される法律がどのようなものになっているか分からないという面もありました。そこで、民法を国民に分かりやすくする、時代の変化にあったものにすると言うことで、2009年10月から民法（債権関係）改正のための法制審議会が開かれ、2015年2月24日に改正要綱を決定し、3月31日に法律案が国会に提出されました。ただ、国会では、他の重要な政治的課題に関する法律審議のため、なかなか審議に入らず、ようやく2017年5月26日に成立し、6月2日に改正法が公布され、国民への周知期間を置いて2020年4月1日から施行されることとなりました。

（改正の影響）

2 今回の改正では、確立した判例法理を条文化したもの、結論は変わらないが考え方を変えたもの、実質的にも改正されたものがあります。実質的にも改正されたものとしては、消滅時効と保証が特に大きな点で、いずれも医療の現場に大きな影響を与えます。今回は、そのうち保証について取り上げることとします。医療との関係で保証が特に問題となるのは、開業資金等の金融機関からの借入れのため、物品の購入代金の支払いのため保証人を求められる場合、従業員雇入れの身元保証、病院で入院患者から入院治療費の支払いのため保証をもらう場合などです。

（保証人保護のための改正）

3 今回の民法改正では、保証人保護の観点から大きな改正がなされました。これは、債務者から頼まれて保証人になった者が、債務者が支払えなくなったため多額の債務を負担し、生活が破綻することが見られるためです。保証人保護の一つとして、新たに個人根保証契約に関する規定が設けられました。

個人根保証契約とは、「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの」と定義され（民法第465条の2）、典型例として借地、借家契約の賃借人の保証が考えられています。借地・借家契約で賃借人の保証人になる契約がなぜ根保証なのかは争いがありますが、更新があり主債務である賃料総額が決まらないからとか賃料の他に原状回復債務も保証債務に含み総額が確定しないからなどと言われています。

（入院の保証人は個人根保証契約）

4 病院に入院する場合に保証人を求められることがあります。保証契約の内容は、各病院によって異なると思われます。ただ、多くの病院では、入院費の支払の保証（連帯保証）となっていると思われます。そのほかに患者が亡くなった場合の引き取りなどの身元保証といわれる部分も含むものがあると思われます。この入院費の保証は、入院期間が未確定で、さまざまな債権を含み総額が未定なので根保証に該当します。また、同様に、サービス付き高齢者住宅、その他の施設の利用契約の保証も根保証に該当します。

（入院保証契約には極度額を定めること）

5 個人根保証契約では、保証人は「主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部にかかる極度額を限度として、その履行をする責任を負う」となっています。そのため、個人根保証契約では、保証の極度額を定めないと保証契約が効力を生じません。私も親族の入院の保証人となったことがありますが、そのときの保証契約書には極度額の記載がありませんでした。多くの病院で極度額を定めていないと思います。2020年4月1日以降に保証契約を締結する場合は、保証契約書で極度額を定めておかないと保証契約は効力が生ぜず、患者が入院費を支払わない場合に保証人に請求できなくなります。経過規定で、2020年3月31日までに締結した個人根保証契約は、極度額の定めがなくても従前通り有効な契約となります。もっと

も、現行法の下でも極度額を定めてもかまわないので、契約書の書式変更の準備ができれば4月1日を待たずに極度額を定めた保証契約とするのが良いと考えます。ところで、極度額をいくらと定めたら良いかです。極度額は保証人に請求できる限度額であり、極度額を1,000万円と定めても未払い入院費が遅延損害金と合わせても30万円なら30万円しか請求できません。しかし、極度額を20万円とすると、未払い入院費が30万円でも保証人には20万円しか請求できません。従って、極度額を予想される滞納額より大幅に高額にする必要はありません。高額にすると、保証人になろうとする人は尻込みすると思われます。しかし、極度額を低くしすぎると保証人から回収できない事態が生じます。平均滞納額の3倍程度を考えると良いと思われます。もっとも、総合病院で診療科ごとに平均滞納入院費に大きなばらつきがあるとなると、診療科ごとに極度額を定める必要があるかも知れません。

6 個人根保証に限りませんが、主たる債務者に頼まれて保証人になった保証人から問い合わせがあった場合、債権者は主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全ての債務について不履行の有無並びにこれらの残額及び弁済期が到来しているものの額について回答する必要があります（民法458条の2）。入院保証人は、病院が患者に断り無く誰かに保証を依頼することはないので、通常、患者に依頼されて保証人になっているでしょうから、入院保証人から入院費等の額、支払状況について問い合わせがあった場合、病院は、患者のプライバシー等を理由に回答を拒むことはできません。

（従業員の身元保証）

7 従業員の身元保証も従業員が雇用主に損害を与えた場合、従業員の負う損害賠償について保証する趣旨の内容の場合、個人根保証契約に該当します。従って、2020年3月31日までに契約する場合は、極度額不要ですが、4月1日以降に契約する場合は極度額の定めが必要となります。期間の定めのある従業員と4月1日以降に契約を更新する際に身元保証を再度徴求する場合も極度額が必要となります。

名寄市開業医誘致制度のご案内

名寄市内に新たに診療所を開設する開業医（医師又は医療法人）に対し診療所開設に要する経費の一部を助成します。名寄市の開業医不足改善にぜひご協力をお願いします！

I. 対象となる方（下記の①～③の全てに該当すること）

- ①市内に居住し、地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
- ②診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方
- ③市長が認める診療科（内科）の診療が可能な方



II. 助成金 開業に必要な土地・建物・医療機器等の取得に最大で5,350万円を助成します！！

区 分	助成の対象	助成率・期間等	限度額
土地及び建物等 取得費助成金	土地、建物及び医療機器等の取得に対する助成 （中古建物を取得した際の改修工事を含む）	取得価格の50/100	一括取得する場合 5,000万円 いずれかを 取得する場合 ・土地 500万円 ・建物 3,500万円 ・医療機器等 1,000万円
	市内業者による施工加算 （中古建物の改修工事を含む）	取得価格の5/100	350万円
土地及び建物等 賃借料助成金	土地、建物及び医療機器等の賃借に対する助成	年額賃借料の50/100 開設した翌月から5年間	一括賃借する場合 600万円/年額 いずれかを賃借する場合（年額） ・土地 60万円 ・建物 420万円 ・医療機器等 120万円
人材確保対策 助成金	診療所の開設にあたり、新たに雇用された者の人数に応じ開業医へ助成	開設の日から2年を経過する日までの間で、1年以上常時雇用されている者	同一人につき1回限り 50万円 ※日々雇用契約が締結されている雇用者は除く

○制度に関するご相談・お問い合わせはこちらまで！！

名寄市健康福祉部 保健センター

〒096-0032 北海道名寄市西2条北5丁目

TEL 01654-2-1486

FAX 01654-2-7267

E-mail: ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp



名寄市 開業医

検索